

平成26年度の主な事業内容をお知らせします

議会費

議会活動費	371万円
-------	-------

総務費

行政連絡事務委託料	1,270万円
土地建物購入改修費【新規】	3,000万円
ハザードマップ作成委託料	400万円
防災備品庫購入費【新規】	140万円
新エネルギー事業造成工事	500万円
キラリと光る地域活性化補助金	700万円
大したもん蛇まつり補助金	350万円
村づくり総合推進事業補助金	360万円
通学用定期券購入補助金【新規】	540万円
廃止路線代替バス運行費補助金	2,231万円

民生費

村社会福祉協議会補助金	2,399万円
国保会計繰出金	7,840万円
後期高齢者医療広域連合負担金	9,447万円
介護保険会計繰出金	1億6,156万円
後期高齢者医療会計繰出金	2,724万円
デイホーム送迎車購入費【新規】	341万円
地域生活支援事業委託料	1,613万円
下越障害福祉事務組合負担金	832万円
心身障害者福祉タクシー助成補助金	113万円
介護給付費訓練等給付費（心障）	1億300万円
ひとり親家庭医療費助成事業費	387万円
児童手当給付費	8,030万円
保育園臨時雇用賃金【拡充】	1,917万円

衛生費

時間外急患診療業務委託料	30万円
病院群輪番制病院運営費負担金	163万円
健康づくり対策費	198万円
成人病予防健診・特定健診委託料	1,219万円
個別予防接種委託料	1,830万円
妊婦健診等委託料	418万円
不妊治療補助金	100万円
医療費助成事業費【拡充】	1,650万円
村内ごみ収集委託料	3,987万円
ごみ処理運営費委託料	1,181万円
新ごみ焼却施設建設負担金	4,137万円
胎内市清掃センター委託料（し尿処理）	2,423万円
水道事業会計補助金	1,785万円
簡易水道会計繰出金	2,009万円

農林水産業費

有害鳥獣駆除対策事業費	220万円
水田利活用推進補助金	1,300万円
地産地消推進対策費	132万円
中山間地域等直接支払交付金	1,752万円
畜産振興費	775万円

国土調査事業費	4,072万円
多目的機能支払交付金（農地維持支払分）	896万円
多目的機能支払交付金（資源向上支払分）	297万円
県営土地改良事業負担金	1,445万円
農業集落排水事業会計繰出金	7,319万円
林道舗装事業費【新規】	2,170万円
森林環境保全直接支援事業補助金	976万円
荒川漁業協同組合補助金	200万円

商工労働費

関川村商工会補助金	648万円
関川村観光協会補助金	1,460万円
プレミアム商品券発行事業補助金	1,100万円
村有観光施設管理委託料	5,712万円
ゆ〜む管理委託料	6,052万円
大石ダム湖畔公園遊具設置工事	1,943万円
スキー場索道設備改修工事	4,500万円
わかぶな高原スキー場補助金	500万円

土木費

道路除雪対策費	1億937万円
除雪ドーザ購入費【新規】	2,500万円
道路橋りょう維持費（工事費）	3,960万円
道路橋りょう整備費（道路改良工事）	8,550万円
道路橋りょう整備費（消雪施設工事）	2,940万円
道路橋りょう整備費（交通安全施設）	475万円
木造住宅耐震診断補助金	165万円
住宅改修事業補助金	500万円
公共下水道事業会計繰出金	2億3,393万円

消防費

消防団運営費	2,482万円
常備消防運営委託料	1億4,659万円
消火栓更新工事繰出金	890万円
耐震性貯水槽整備費（3基）【新規】	2,810万円
消防ポンプ積載車購入（2台）	840万円

教育費

スクールバス運行事業費	1,798万円
小中学生通学バス定期券購入費	1,165万円
教員助手等臨時雇用賃金【拡充】	2,720万円
情報通信技術システム機器保守料【新規】	272万円
情報通信技術システムリース料【新規】	658万円
中学校特別教室棟クラック補修工事	235万円
放課後子ども教室事業費	250万円
村民会館屋根防水工事	1,760万円
せきかわ歴史とみちの館管理費	869万円
重要文化財補修等管理事業補助金	1,247万円
ふれあいど〜む管理委託料	687万円
給食費	3,513万円

公債費

地方債元利償還金	5億5,042万円
----------	-----------

個人住民税均等割4,000円から5,000円に引き上げ (村民税+県民税) 平成26年度課税分から

①平成26年度から10年間に限り引き上げになります

東日本大震災に伴い、全国の地方自治体で行われる緊急防災・減災事業の財源を確保するために制定された地方税の臨時特例法で、個人村民税の均等割の標準税率を平成26年度から10年間に限り、500円引き上げることとされました。

村においても、村民が安心・安全に暮らすことができるむらづくりを進めるため、この特例法の趣旨を踏まえ、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時的に個人村民税の均等割の税率を500円引き上げることになりました。

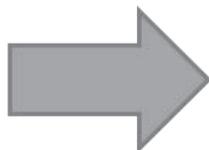
なお、個人県民税についても同期間500円引き上げられ、村民税の均等割の合計は改正前4,000円が改正後は5,000円になります。

②公共施設等の耐震化事業や防災備品等の整備に活用!

税率改正に伴う税収の増額分は、1,300万円ほどを見込んでいます。この増収分は、公用・公共施設の耐震化事業（緊急防災・減災事業債の償還財源を含む）、防災備品等の整備、老朽化した社会資本の整備等に活用する予定です。

消費税率(国・地方)の引き上げについて

①消費税率5%から8%へ引き上げられます



※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※ 消費税率10%（消費税7.8%・地方消費税2.2%）への引き上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

②引き上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障財源化されます

引き上げ分の消費税は、社会福祉や医療介護サービスの充実、また、後代への負担のつけ回しの軽減など、社会保障の充実と安定化のための財源となります。

③円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします

《相談窓口》消費税価格転嫁等総合相談センター 《専用ダイヤル》0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年4月は土曜日も受付）

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

【住民税に関する問い合わせ先】 税務会計課 ☎64-1451

【消費税に関する問い合わせ先】 村上税務署 ☎53-3141